

別添 4 さくら市公共施設 LED 照明賃貸借 プロポーザル審査基準

審査項目	審査の視点	配点
参加資格	企業の安定性、LED 照明器具の設置実績は十分にあるか	50
施工体制	発注者の計画どおりに業務実行が可能な体制・スケジュールを構築できているか	120
	施設の業務、利用者を考慮した施工計画・体制が構築できているか	
	LED 照明器具交換の対象器具や更新方法について、効果的で具体的な提案があるか	
	資材の調達や器具の設置に当たり、市内業者の活用に十分配慮しているか	
設置器具	規格・品質が信頼に足る製品であるか	50
	必要な照度を確保しながら、更なる省エネ効果が期待できる独自提案があるか(調光制御、人感センサー、間引きなど)	
保守体制 実績	障害発生時に迅速な対応(点検、復旧等)ができる体制の構築ができているか	30
	機器類の保険や保証内容は十分か	
	保守に当たり、市内業者の活用に十分配慮しているか	
その他	創意工夫はあるか、提案内容がわかりやすいか、事業への理解度があるか、質疑応答に的確性があるか	50
価格	積算根拠が具体的に示され、他と比べて安価であるか	700
合計	1000 点満点	

○選定方法

- ①評価点(審査委員の平均点)が 600 点未満(満点 1000 点)のものは、優先交渉権者として選定しない。※提案する事業者が1者の場合も同様
- ②最も高い評価点を付した審査委員の数が一番多い事業者を優先交渉権者として選定する。なお、最も高い評価点を付した審査委員の数の企画提案者が

複数であった場合は、評価点の合計点数の高い事業者を優先交渉権者として選定する。

- ③優先交渉権者が契約までの間に失格事項が判明した場合又は辞退した場合は、当該事業者を除いて②により再選定する。
- ④選定に関する異議等は一切受け付けない。